

平成30年度

第1回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 平成30年5月29日(火) 午後6時30分

場 所 帯広市役所 10階 第6会議室

# 会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 諮 問

・平成30年度国民健康保険料率について

(2) 報 告

・保健事業実施計画(データヘルス計画)について

(3) その他

4 閉 会

# 目 次

## 諮 問

- 1 平成30年度国民健康保険料率について…………… P1
  
- 2 説明資料
  - (1) 平成30年度国民健康保険料率算定の考え方…………… P2
  - (2) 前年比較表…………… P3
  - (3) モデルケース別・所得金額別保険料…………… P5
  - (4) 積算内訳
    - ①医療保険分(一般)…………… P6
    - ②後期高齢者支援金分(一般)…………… P7
    - ③介護納付金分(2号被保険者)…………… P8
  - (5) 標準保険料率との比較
    - ①医療保険分(一般)…………… P9
    - ②後期高齢者支援金分(一般)…………… P10
    - ③介護納付金分(2号被保険者)…………… P11

## 報 告

- 1 保健事業実施計画(データヘルス計画)について  
別添のとおり

## その他

## 諮 問

### 1 平成30年度国民健康保険料率について

#### ① 医療保険分(一般)

区 分	平成30年度
所得割	7.58%
被保険者 均等割	22,670円
世帯別 平等割	24,350円

#### ② 後期高齢者支援金分(一般)

区 分	平成30年度
所得割	2.76%
被保険者 均等割	8,000円
世帯別 平等割	8,590円

#### ③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分	平成30年度
所得割	2.00%
被保険者 均等割	9,030円
世帯別 平等割	7,140円

## 2 説明資料

### (1) 平成30年度国民健康保険料率算定の考え方

#### ①都道府県単位化に伴う算定方法の変更

##### ○保険料率算定根拠の見直し

平成29年度以前： 帯広市国保の医療費を賄えるよう設定

平成30年度以降： 全道の医療費を全道で賄えるよう、保険料等で集めるべき額として道が算定した納付金を納められるよう設定

##### ○保険料水準の平準化

都道府県単位で財政運営を行い、全道の医療費を全道で負担しあう制度となることから、居住する市町村によらず同じ世帯構成・所得であれば同様の保険料負担となるよう、標準保険料率を参考に保険料を算定することで、保険料水準の平準化を目指す

具体的には、所得割・均等割・平等割の割合（賦課割合）を標準保険料率と同様に設定することで、平準化が図られるもの

<帯広市の取り組み>

標準保険料率の賦課割合は所得割：均等割：平等割＝47：37：16であり、激変緩和期間終了後の平成36年度に標準保険料率の賦課割合と同様になるよう、段階的に賦課割合を見直す。ただし、平成30年度については、制度改正時に負担増となる世帯が生じないよう、平成29年度までと同様の賦課割合とする

##### ○決算補填目的の法定外繰入の解消

決算補填目的の法定外繰入については、持続的な制度運営や保険料水準平準化のため、国の新たな財政支援措置などを活用し原則解消を図る

<帯広市の取り組み>

平成29年度では保険料軽減などのため216,742千円の決算補填目的の法定外繰入を繰り入れていたが、制度改正や国の財政支援措置などにより、法定外繰入を全額解消しても保険料負担が低下する見込であったことから、平成30年度予算において全額解消した

#### ②保険料率算定に係るその他の制度改正

##### ○低所得世帯に対する保険料法定軽減判定基準額の見直し

物価の上昇等に対応し、軽減判定基準額を引上げ

区分		基準額算定式	
7割 軽減	新	330,000円	変更なし
	旧	330,000円	
5割 軽減	新	330,000円 + 275,000円 × 被保険者数	
	旧	330,000円 + 270,000円 × 被保険者数	
2割 軽減	新	330,000円 + 500,000円 × 被保険者数	
	旧	330,000円 + 490,000円 × 被保険者数	

##### ○賦課限度額

法定賦課限度額にあわせて改定

区分	平成30年度	平成29年度	増△減
医療保険分	580,000円	540,000円	40,000円
後期高齢者支援金	190,000円	190,000円	0円
介護納付金分	160,000円	160,000円	0円
合計	930,000円	890,000円	40,000円

## (2) 前年比較表

### ① 医療保険分(一般)

区 分		平成30年度	平成29年度	増△減	
所 得 割		7.58%	9.69%	△2.11ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		22,670円	25,950円	△3,280円	
世 帯 別 平 等 割		24,350円	28,170円	△3,820円	
賦 課 限 度 額		580,000円	540,000円	40,000円	
1 人 当 たり 賦 課 額		75,535円	86,497円	△10,962円	△12.67%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	53,473円	62,539円	△9,066円	△14.50%
	限度額到達世帯 含む全世帯	63,451円	72,935円	△9,484円	△13.00%

### ② 後期高齢者支援金分(一般)

区 分		平成30年度	平成29年度	増△減	
所 得 割		2.76%	2.94%	△0.18ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		8,000円	8,190円	△190円	
世 帯 別 平 等 割		8,590円	8,890円	△300円	
賦 課 限 度 額		190,000円	190,000円	0円	
1 人 当 たり 賦 課 額		26,640円	27,310円	△670円	△2.45%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	18,910円	19,852円	△942円	△4.75%
	限度額到達世帯 含む全世帯	22,411円	23,030円	△619円	△2.69%

### ③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分		平成30年度	平成29年度	増△減	
所 得 割		2.00%	2.46%	△0.46ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		9,030円	9,920円	△890円	
世 帯 別 平 等 割		7,140円	7,940円	△800円	
賦 課 限 度 額		160,000円	160,000円	0円	
1 人 当 たり 賦 課 額		30,080円	33,078円	△2,998円	△9.06%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	20,548円	23,262円	△2,714円	△11.67%
	限度額到達世帯 含む全世帯	25,843円	28,422円	△2,579円	△9.07%

## 賦課限度額・一人当たり保険料(3区分合計)

区 分		平成30年度	平成29年度	増△減	
所 得 割		12.34%	15.09%	△2.75ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		39,700円	44,060円	△4,360円	
世 帯 別 平 等 割		40,080円	45,000円	△4,920円	
賦 課 限 度 額		930,000円	890,000円	40,000円	
1 人 当 たり 賦 課 額		132,255円	146,885円	△14,630円	△9.96%
一人当たり 調定額	限度額未満世帯	92,931円	105,653円	△12,722円	△12.04%
	限度額到達世帯 含む全世帯	111,705円	124,387円	△12,682円	△10.20%

### <参考>

1世帯当たり賦課額	194,422円	218,241円	△23,819円	△10.91%
1世帯当たり調定額	164,051円	184,662円	△20,611円	△11.16%

### ○保険料負担の変化の状況を示す指標について

平成29年度までは『賦課限度額未満世帯の1人当たり保険料調定額の改定率』により保険料負担の変化の状況を示していましたが、法定外繰入を解消し政策的に保険料水準(改定率)の調整を行わなくなったため、予算編成時に保険料改定率で示すことができなくなりました。

そのため、平成30年度予算編成では『1人当たり保険料賦課額(保険料及び保険料法定軽減の補てん分である一般会計繰入金(基盤安定(軽減分))の合計額)』により保険料負担の変化を表すこととしています。今回の改定に当たっても、予算編成時と同様に『1人当たり保険料賦課額』により、保険料負担の変化の状況を表すこととします。

## 保険料前年対比減の主な要因

平成30年度の保険料負担は制度改正による負担減が大きかったため、法定外繰入の解消など保険料負担の増につながる見直しもありましたが、全体では大幅に負担が減少しています。

また、円滑な制度移行のため保険料賦課割合を据え置いた状況下で保険料負担が減少したため、前年度と世帯構成・所得が変わらない場合、賦課限度額超過世帯を除いた全世帯で保険料負担が減少します。

### ○保険料負担減の要因

#### ・制度改正による保険料収納必要額の減少

制度改正により市町村へ交付されていた前期高齢者交付金が都道府県へ交付されることになったため、市への配分額が実質的に増加したことなどにより「保険料収納必要額(保険料や保険料法定軽減分の補てん措置である一般会計からの繰入金などの合計額)」が減少

平成29年度 2,963,288千円 ⇒ 平成30年度 2,374,689千円 588,599千円、19.86%減

#### ・保険者努力支援制度など新たな財政支援措置

新たな財政支援措置の一環として新設された「保険者努力支援制度」による交付金が交付  
平成29年度 0円 ⇒ 平成30年度 62,458千円(新規)

### ○保険料負担増の要因

#### ・決算補填目的法定外繰入の解消

制度改正に際し講じられた新たな財政支援措置(全国で1,700億円/年)を踏まえ、解消を求められている保険料軽減繰り入れなどの決算補填目的の法定外繰入を全額解消

平成29年度 216,742千円 ⇒ 平成30年度 0円(全額解消)

#### ・基金繰入金の削減

従前は基金に積み立てた前々年度の黒字額を保険料軽減のため繰り入れていたが、赤字が発生した際の補てん財源として確保しておくため原則繰入を見合わせ、実質的に充用が見込まれない予備費の財源のみを繰入することとした

平成29年度 100,000千円(保険料軽減分) ⇒ 平成30年度 20,000千円(予備費財源)

### (3)モデルケース別・所得金額別保険料

(単位:円)

所得金額		0円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
(参考) 収入金額	給与収入	65万円以下	115万円	167万円	240万円	311万円	443万円	568万円	689万円	800万円	911万円	1,021万円
	年金収入	120万円以下	170万円	220万円	270万円	320万円	445万円					
単身世帯 介護なし	H29保険料	㊦ 21,300	㊥ 57,000	155,700	218,800	282,000	408,300	534,600	660,900	723,700	730,000	730,000
	H30保険料	㊦ 19,000	㊥ 49,200	132,800	184,500	236,200	339,600	443,000	546,400	649,800	742,600	770,000
	差額	△ 2,300	△ 7,800	△ 22,900	△ 34,300	△ 45,800	△ 68,700	△ 91,600	△ 114,500	△ 73,900	12,600	40,000
	改定率	△10.80%	△13.68%	△14.71%	△15.68%	△16.24%	△16.83%	△17.13%	△17.32%	△17.32%	△10.21%	1.73%
単身世帯 介護あり	H29保険料	㊦ 26,600	㊥ 70,100	190,000	265,400	340,900	491,800	642,700	793,600	881,000	890,000	890,000
	H30保険料	㊦ 23,800	㊥ 60,600	162,300	224,000	285,700	409,100	532,500	655,900	779,300	892,100	930,000
	差額	△ 2,800	△ 9,500	△ 27,700	△ 41,400	△ 55,200	△ 82,700	△ 110,200	△ 137,700	△ 101,700	2,100	40,000
	改定率	△10.53%	△13.55%	△14.58%	△15.60%	△16.19%	△16.82%	△17.15%	△17.35%	△17.35%	△11.54%	0.24%
2人世帯 介護なし	H29保険料	㊦ 31,500	㊥ 74,100	㊢ 168,800	253,000	316,100	442,400	568,700	695,000	730,000	730,000	730,000
	H30保険料	㊦ 28,200	㊥ 64,600	㊢ 144,600	215,100	266,800	370,200	473,600	577,000	680,400	765,200	770,000
	差額	△ 3,300	△ 9,500	△ 24,200	△ 37,900	△ 49,300	△ 72,200	△ 95,100	△ 118,000	△ 49,600	35,200	40,000
	改定率	△10.48%	△12.82%	△14.34%	△14.98%	△15.60%	△16.32%	△16.72%	△16.98%	△16.98%	△6.79%	4.82%
2人世帯 介護2人	H29保険料	㊦ 39,800	㊥ 92,100	㊢ 207,500	309,500	384,900	535,800	686,700	837,600	890,000	890,000	890,000
	H30保険料	㊦ 35,700	㊥ 80,600	㊢ 178,100	263,700	325,400	448,800	572,200	695,600	819,000	923,800	930,000
	差額	△ 4,100	△ 11,500	△ 29,400	△ 45,800	△ 59,500	△ 87,000	△ 114,500	△ 142,000	△ 71,000	33,800	40,000
	改定率	△10.30%	△12.49%	△14.17%	△14.80%	△15.46%	△16.24%	△16.67%	△16.67%	△16.95%	△7.98%	3.80%
3人世帯 介護2人	H29保険料	㊦ 50,100	㊥ 109,100	㊥ 184,600	㊢ 310,200	419,100	570,000	720,900	853,300	890,000	890,000	890,000
	H30保険料	㊦ 44,900	㊥ 95,900	㊥ 157,600	㊢ 264,300	356,100	479,500	602,900	726,300	849,700	928,600	930,000
	差額	△ 5,200	△ 13,200	△ 27,000	△ 45,900	△ 63,000	△ 90,500	△ 118,000	△ 127,000	△ 40,300	38,600	40,000
	改定率	△10.38%	△12.10%	△14.63%	△14.80%	△15.03%	△15.88%	△16.37%	△16.37%	△14.88%	△4.53%	4.34%
4人世帯 介護2人	H29保険料	㊦ 60,200	㊥ 126,200	㊥ 201,700	㊢ 337,600	㊢ 413,000	604,100	755,000	861,500	890,000	890,000	890,000
	H30保険料	㊦ 54,100	㊥ 111,300	㊥ 173,000	㊢ 288,900	㊢ 350,600	510,200	633,600	757,000	873,400	928,600	930,000
	差額	△ 6,100	△ 14,900	△ 28,700	△ 48,700	△ 62,400	△ 93,900	△ 121,400	△ 104,500	△ 16,600	38,600	40,000
	改定率	△10.13%	△11.81%	△14.23%	△14.43%	△15.11%	△15.54%	△16.08%	△16.08%	△12.13%	△1.87%	4.34%

※網掛け部分は法定軽減に該当するケースであり、表内の丸数字は法定軽減の割合であるもの

※収入金額は、収入がある者が世帯で1人と仮定した場合の、所得額に対応する収入額であるもの(年金収入は65歳以上の被保険者として試算)

#### (4) 積算内訳

##### ① 医療保険分(一般)

###### (i) 被保険者の状況

区 分	総数	特定世帯		算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	22,088	1,449	282	21,293
被保険者数	34,318			34,318

###### (ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	22,132,047 千円
限度超過所得	5,037,584 千円
賦課標準所得	17,094,463 千円

###### (iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	保険料分⑤	法定軽減 ・減免分⑥

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
89.81%	2,134,536	2,592,198	75,535円	117,358円

###### (iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	50/100	30/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	1,296,099	777,659	518,440	2,592,198
<b>保険料率 c</b>	<b>7.58%</b>	<b>22,670円</b>	<b>24,350円</b>	-
賦課額 d	1,295,760	777,989	518,485	2,592,234
賦課割合 e	50/100	30/100	20/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	414,731
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	2,177,503
独自減免額⑨ h	-	-	-	17,063
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	2,160,440

###### (v) 一人当たり保険料

		平成30年度	平成29年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	75,535円	86,497円	△10,962円	△12.67%
調定額	賦課限度額 未満世帯	53,473円	62,539円	△9,066円	△14.50%
	限度額超過 世帯含む	63,451円	72,935円	△9,484円	△13.00%

## ② 後期高齢者支援金分(一般)

### (i) 被保険者の状況

区 分	総数			算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	22,088	1,449	282	21,293
被保険者数	34,318			34,318

### (ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	22,132,047 千円
限度超過所得	5,538,720 千円
賦課標準所得	16,593,327 千円

### (iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	保険料分⑤	法定軽減 ・減免分⑥

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
90.22%	752,821	914,240	26,640円	41,391円

### (iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	50/100	30/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	457,120	274,272	182,848	914,240
<b>保険料率 c</b>	<b>2.76%</b>	<b>8,000円</b>	<b>8,590円</b>	-
賦課額 d	457,976	274,544	182,907	915,427
賦課割合 e	50/100	30/100	20/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	146,334
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	769,093
独自減免額⑨ h	-	-	-	5,915
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	763,178

### (v) 一人当たり保険料

		平成30年度	平成29年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	26,640円	27,310円	△670円	△2.45%
調定額	賦課限度額 未満世帯	18,910円	19,852円	△942円	△4.75%
	限度額超過 世帯含む	22,411円	23,030円	△619円	△2.69%

### ③ 介護納付金分(2号被保険者)

#### (i) 被保険者の状況

区 分	総数			算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	9,502			9,502
被保険者数	11,269			11,269

#### (ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	11,101,887 千円
限度超過所得	2,631,373 千円
賦課標準所得	8,470,514 千円

#### (iii) 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	基礎賦課総額	
					保険料分⑤	法定軽減・ 減免分⑥
金額	344,980	940	40,263	305,657	250,655	55,002

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
88.27%	283,964	338,966	30,080円	35,673円

#### (iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	50/100	30/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	169,483	101,690	67,793	338,966
<b>保険料率 c</b>	<b>2.00%</b>	<b>9,030円</b>	<b>7,140円</b>	-
賦課額 d	169,410	101,759	67,844	338,966
賦課割合 e	50/100	30/100	20/100	100/100
法定軽減額⑧ f	-	-	-	47,742
法定軽減後の調定額 g=d-f	-	-	-	291,224
独自減免額⑨ h	-	-	-	2,046
独自減免後の調定額⑦ i=g-h	-	-	-	289,178

#### (v) 一人当たり保険料

		平成30年度	平成29年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	30,080円	33,078円	△2,998円	△9.06%
調定額	賦課限度額 未満世帯	20,548円	23,262円	△2,714円	△11.67%
	限度額超過 世帯含む	25,843円	28,422円	△2,579円	△9.07%

# (5) 標準保険料率との比較

## ① 医療保険分(一般)

保健事業費  
保険料還付金など

収納必要額+軽減・減免額  
=2,374,689千円

収納必要額÷収納率  
=2,134,536千円(調定額)

平成30年度保険料率	<p>納付金 3,183,908千円</p> <p>+ 個別歳出等 191,054千円</p> <p>- 個別歳入等 1,000,273千円</p> <p>= 保険料 収納必要額 1,917,027千円</p> <p>保険料法定軽減額・減免額 457,662千円</p> <p>÷ 予定 収納率 89.81%</p> <p>= 賦課総額 2,592,198千円</p> <p>1人当たり 75,535円</p> <p>× 50%</p> <p>× 30%</p> <p>× 20%</p> <p>= 所得割 1,296,099千円</p> <p>均等割 777,659千円</p> <p>平等割 518,440千円</p> <p>÷ 賦課標準所得 17,094,463千円</p> <p>被保険者数 34,318人</p> <p>世帯数 22,088世帯</p> <p>特定世帯 1,449世帯</p> <p>特定継続世帯 282世帯</p> <p>= 所得割 7.58%</p> <p>均等割 22,670円</p> <p>平等割 24,350円</p>	<p>国・道補助金 一般会計繰入金 過年度保険料など</p>	<p>標準保険料率で見 込まれていない経費 や算定可能な補助 金等を算入</p>	<p>賦課総額を精緻化 するため、法定軽 減・減免額を区分し て算定</p>	<p>平成28年度 実績収納率</p>	<p>法定軽減・減免分を 除いた額に収納率を 乗じて算定すること で、賦課総額を精緻 化</p>	<p>制度改正時に保険料負担の激 変を生じさせないよう、平成29 年度までと同様の賦課割合に 設定 ※平成36年度に標準保険料 率の割合と同様になるよう段階 的に改定予定</p>	<p>【所得】 平成30年4月1日現在の所得を基準に 被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】 平成30年4月末の被保険者数・世帯数 を基準とした年間推計値</p>
	道からの通知額							
	納付金	個別の歳入・歳出	収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値	
標準保険料率	<p>納付金 3,183,908千円</p> <p>+ 個別歳出等 153,246千円</p> <p>- 個別歳入等 950,509千円</p> <p>= 保険料 収納必要額 2,386,645千円</p> <p>÷ 予定 収納率 88.95%</p> <p>= 賦課総額 2,683,131千円</p> <p>保険料軽減額 485,854千円</p> <p>× 47%</p> <p>× 37%</p> <p>× 16%</p> <p>= 所得割 1,246,630千円</p> <p>均等割 1,001,478千円</p> <p>平等割 435,023千円</p> <p>÷ 賦課標準所得 16,296,487千円</p> <p>被保険者数 34,867人</p> <p>世帯数 21,853世帯</p> <p>= 所得割 7.65%</p> <p>均等割 28,723円</p> <p>平等割 19,907円</p>	<p>国の基準等により算 定することされた経 費や補助金・繰入金 等のみを算入</p>	<p>納付金に個別の歳 出・歳入を加減算し て算定</p>	<p>平成26~28 年度の3カ年 平均収納率</p>	<p>本来収納率の影響 がない法定軽減分を 含め収納率で割り返 しているため、金額 が膨らんでいる</p>	<p>帯広市の所得水準(全道平均 レベル)や被保険者数・世帯数 に基づき機械的に算定された 賦課割合</p>	<p>【所得】 平成29年度保険料当初賦課時点の所 得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】 平成29年8月までの被保険者数・世帯 数を基準とした推計値</p>	
	道からの通知額							

※特定世帯・特定継続世帯: 世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年~8年目までが特定継続世帯

② 後期高齢者支援金分(一般)

収納必要額+軽減・減免額  
=840,614千円

保険料還付金

平成30年度保険料率	納付金 949,550千円	+ 個別歳出等 1,800千円 - 個別歳入等 110,736千円	= 保険料 収納必要額 679,195千円 + 保険料法定軽減 減額・減免額 161,419千円	÷ 予定 収納率 90.22%	= 賦課総額 914,240千円 1人当たり 26,640円	× 50% × 30% × 20%	= 所得割 457,120千円 均等割 274,272千円 平等割 182,848千円	÷ 賦課標準所得 16,593,327千円 ÷ 被保険者数 34,318人 ÷ 世帯数 22,088世帯 特定世帯 1,449世帯 特定継続世帯 282世帯	= 所得割 2.76% 均等割 8,000円 平等割 8,590円
	道からの通知額	歳出に過年度還付金を計上 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上	賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定	平成28年度実績収納率	法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化	制度改正時に保険料負担の激変を生じさせないよう、平成29年度までと同様の賦課割合に設定 ※平成36年度に標準保険料率の割合と同様になるよう段階的に改定予定	【所得】平成30年4月1日現在の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】平成30年4月末の被保険者数・世帯数を基準とした年間推計値		
	納付金	個別の歳入・歳出	収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値		
標準保険料率	納付金 949,550千円	+ 個別歳出等 0千円 - 個別歳入等 107,029千円	= 保険料 収納必要額 842,521千円	÷ 予定 収納率 89.15%	= 賦課総額 945,060千円 保険料軽減額 168,599千円	× 47% × 37% × 16%	= 所得割 446,577千円 均等割 347,525千円 平等割 150,958千円	÷ 賦課標準所得 17,065,688千円 ÷ 被保険者数 34,867人 ÷ 世帯数 21,853世帯	= 所得割 2.62% 均等割 9,967円 平等割 6,908円
	道からの通知額	歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上	納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定	平成26~28年度の3カ年平均収納率	本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる	帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合	【所得】平成29年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】平成29年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値		

算定上の世帯数  
21,293世帯

※平等割は、特定世帯は1/2、特定継続世帯は3/4として算定

※特定世帯・特定継続世帯: 世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年~8年目までが特定継続世帯

③ 介護納付金分(2号被保険者)

収納必要額+軽減・減免額  
=305,657千円

平成30年度 保険料率	<table border="1"> <tr> <td>納付金</td> <td>+</td> <td>個別歳出等 940千円</td> <td>=</td> <td>保険料 収納必要額 250,655千円</td> <td>÷</td> <td>予定 収納率 88.27%</td> <td>=</td> <td>賦課総額 338,966千円</td> <td>×</td> <td>50%</td> <td>=</td> <td>所得割 169,483千円</td> <td>÷</td> <td>賦課標準所得 8,470,514千円</td> <td>=</td> <td>所得割 2.00%</td> </tr> <tr> <td>344,980千円</td> <td>-</td> <td>個別歳入等 40,263千円</td> <td>=</td> <td>保険料法定軽減 減額・減免額 55,002千円</td> <td>+</td> <td></td> <td>=</td> <td>1人当たり 30,080円</td> <td>×</td> <td>30%</td> <td>=</td> <td>均等割 101,690千円</td> <td>÷</td> <td>被保険者数 11,269人</td> <td>=</td> <td>均等割 9,030円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>×</td> <td>20%</td> <td>=</td> <td>平等割 67,793千円</td> <td>÷</td> <td>世帯数 9,502世帯</td> <td>=</td> <td>平等割 7,140円</td> </tr> </table>	納付金	+	個別歳出等 940千円	=	保険料 収納必要額 250,655千円	÷	予定 収納率 88.27%	=	賦課総額 338,966千円	×	50%	=	所得割 169,483千円	÷	賦課標準所得 8,470,514千円	=	所得割 2.00%	344,980千円	-	個別歳入等 40,263千円	=	保険料法定軽減 減額・減免額 55,002千円	+		=	1人当たり 30,080円	×	30%	=	均等割 101,690千円	÷	被保険者数 11,269人	=	均等割 9,030円										×	20%	=	平等割 67,793千円	÷	世帯数 9,502世帯	=	平等割 7,140円	<p>歳出に過年度還付金を計上 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上</p> <p>賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定</p> <p>平成28年度実績収納率</p> <p>法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定することで、賦課総額を精緻化</p> <p>制度改正時に保険料負担の激変を生じさせないよう、平成29年度までと同様の賦課割合に設定 ※平成36年度に医療分の標準保険料率の割合と同様になるよう段階的に改定予定</p> <p>【所得】 平成30年4月1日現在の所得を基準に被保険者数の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】 平成30年4月末の被保険者数・世帯数を基準とした年間推計値</p>
	納付金	+	個別歳出等 940千円	=	保険料 収納必要額 250,655千円	÷	予定 収納率 88.27%	=	賦課総額 338,966千円	×	50%	=	所得割 169,483千円	÷	賦課標準所得 8,470,514千円	=	所得割 2.00%																																				
344,980千円	-	個別歳入等 40,263千円	=	保険料法定軽減 減額・減免額 55,002千円	+		=	1人当たり 30,080円	×	30%	=	均等割 101,690千円	÷	被保険者数 11,269人	=	均等割 9,030円																																					
									×	20%	=	平等割 67,793千円	÷	世帯数 9,502世帯	=	平等割 7,140円																																					
標準 保険料率	<table border="1"> <tr> <td>納付金</td> <td>+</td> <td>個別歳出等 1,040千円</td> <td>=</td> <td>保険料 収納必要額</td> <td>÷</td> <td>予定 収納率</td> <td>=</td> <td>賦課総額</td> <td>×</td> <td>51%</td> <td>=</td> <td>所得割 176,323千円</td> <td>÷</td> <td>賦課標準所得 8,795,464千円</td> <td>=</td> <td>所得割 2.00%</td> </tr> <tr> <td>344,980千円</td> <td>-</td> <td>個別歳入等 41,341千円</td> <td>=</td> <td>304,679千円</td> <td>÷</td> <td>87.88%</td> <td>=</td> <td>346,699千円</td> <td>×</td> <td>34%</td> <td>=</td> <td>均等割 119,023千円</td> <td>÷</td> <td>被保険者数 11,538人</td> <td>=</td> <td>均等割 10,316円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保険料軽減額 53,378千円</td> <td>×</td> <td>15%</td> <td>=</td> <td>平等割 51,353千円</td> <td>÷</td> <td>世帯数 9,610世帯</td> <td>=</td> <td>平等割 5,344円</td> </tr> </table>	納付金	+	個別歳出等 1,040千円	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	51%	=	所得割 176,323千円	÷	賦課標準所得 8,795,464千円	=	所得割 2.00%	344,980千円	-	個別歳入等 41,341千円	=	304,679千円	÷	87.88%	=	346,699千円	×	34%	=	均等割 119,023千円	÷	被保険者数 11,538人	=	均等割 10,316円									保険料軽減額 53,378千円	×	15%	=	平等割 51,353千円	÷	世帯数 9,610世帯	=	平等割 5,344円	<p>歳出に退職被保険者の保険料軽減分を計上(実際に歳出はないが適切な料率算定のため加算) 歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上</p> <p>納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定</p> <p>平成26~28年度の3カ年平均収納率</p> <p>本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる</p> <p>帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき機械的に算定された賦課割合</p> <p>【所得】 平成29年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】 平成29年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値</p>
納付金	+	個別歳出等 1,040千円	=	保険料 収納必要額	÷	予定 収納率	=	賦課総額	×	51%	=	所得割 176,323千円	÷	賦課標準所得 8,795,464千円	=	所得割 2.00%																																					
344,980千円	-	個別歳入等 41,341千円	=	304,679千円	÷	87.88%	=	346,699千円	×	34%	=	均等割 119,023千円	÷	被保険者数 11,538人	=	均等割 10,316円																																					
								保険料軽減額 53,378千円	×	15%	=	平等割 51,353千円	÷	世帯数 9,610世帯	=	平等割 5,344円																																					
	<table border="1"> <tr> <td>納付金</td> <td>個別の歳入・歳出</td> <td>収納必要額</td> <td>予定収納率</td> <td>賦課総額</td> <td>賦課割合</td> <td>算定基礎数値</td> </tr> </table>	納付金	個別の歳入・歳出	収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値																																													
納付金	個別の歳入・歳出	収納必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値																																															